

日本赤十字社義援金・救援金

次の義援金・救援金の受付は終了しました。ご協力ありがとうございました。

▼受付終了

・令和7年8月6日からの大雨災害義援金(熊本県分)

受付中の義援金・救援金につきましても、ご協力よろしく申し上げます。

▼受付中

- ・令和6年能登半島地震災害義援金
- ・令和6年9月能登半島大雨災害義援金
- ・中東人道危機救援金
- ・バングラディッシュ南部避難民救援金
- ・ウクライナ人道危機救援金
- ・令和7年トカラ列島近海を震源とする地震災害義援金
- ・令和7年台風第8号に伴う災害義援金
- ・令和7年8月6日からの大雨災害義援金(鹿児島県分)
- ・2025年アフガニスタン地震救援金
- ・令和7年台風第12号災害義援金
- ・令和7年台風第15号災害静岡県義援金
- ・2025年パキスタン洪水救援金

▼義援金箱の設置場所

役場1階 保険課3番窓口カウンター前
※令和6年能登半島地震災害義援金と令和6年9月能登半島大雨災害義援金については、社会教育センター窓口にも設置しています。

▼問合せ 福祉課福祉グループ

☎ 28・0912

マイナンバーカードの更新

「マイナンバーカード」と「電子証明書」は、それぞれに有効期限が設定されています。有効期限を迎える方には、期限の2か月から3か月前を目途にJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)からお知らせ(有効期限通知書)が送付されますので、お早めに開封して、更新の手続きをお願いします。

詳しくはデジタル庁WEBサイトをご確認ください。



▼問合せ 住民課住民・年金グループ

☎ 28・0966

あいちワーク・ライフ・バランス推進運動2025

県や労使団体等で構成する「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」では、仕事と生活の調和が実現した社会を目指して「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を実施し、定時退社や年次有給休暇など休暇・休息を取得しやすい職場環境づくり等の8つの取組にご賛同いただける事業所を募集しています。

この一環として、11月第3水曜日を「愛知県内一斉ノー残業デー」として定め、働き方を見直す契機となるよう普及啓発に取り組んでいます。11月19日(水)は、効率的に仕事を進めて定時に

退社し、趣味や家族との団らん等の時間をお過ごしください。

▼対象 県内の企業・団体・事業所

▼申込み 二次元コードからホームページをご確認ください。(申込期限11月30日(日))

▼問合せ 愛知県労働局労働福祉課

☎ 052・954・6360



国民年金保険料の控除 証明書を送付

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

令和7年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

なお、10月1日以降に、今年初めて国民年金保険料を納付された方には、来年11月に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができます。ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはぎに表示されている専用ダイヤルへお問い合わせください。

▼問合せ 名古屋西年金事務所
☎ 052・524・6855

年金事務所での相談・お手続きは事前にご予約を

全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて事前予約をお願いしています。予約は一か月前から相談希望日の前日まで行っています。お申込みの際は、基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

▼予約相談電話受付 平日8時30分～17時15分

▼問合せ 名古屋西年金事務所

☎ 052・524・6855

11月30日は「年金の日」

11(いい)月30(みらい)日は年金の日です。年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できます。将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、名古屋西年金事務所にお問い合わせください。

▼問合せ 名古屋西年金事務所

☎ 052・524・6855